

## 車両制限令違反に係る違反点数通知制度開始のお知らせ

※本お知らせは、事業協同組合のご契約者の皆さまにお知らせするものです。

平素より、ETC コーポレートカードをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

この度、東日本高速道路（株）、中日本高速道路（株）、西日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）及び本州四国連絡高速道路（株）（以下「高速道路会社」という。）は、平成29年4月1日より、車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等を見直し、違反抑制に向けた取り組み強化を図っております。

今般、より一層の違反抑止に向けた指導強化の一助としていただくことを目的として、大口・多頻度割引を利用されている事業協同組合（以下、「組合」という。）のうち、希望する組合（契約者）を対象とし、所属する組合員及び新たに組合への加入予定法人・個人（以下、「加入予定者」という。）の車両制限令違反に係る累積点数の通知を実施することとしました。

つきましては、下記のとおり申請方法等をご案内いたしますので、通知を希望される契約者におかれましては、ETC コーポレートカード契約支社の交通管制チーム宛てに申請手続きをお願いいたします。

### 記

#### **点数通知の対象範囲**

「組合に所属する組合員※のうち、組合が点数通知を希望する組合員」及び「組合が必要とする組合への加入予定者」

※「組合員」とは、ETC コーポレートカード利用約款第15条第2項第三項に定める「カード利用者」である組合員を指します。

#### **申請先**

ETC コーポレートカード契約支社の交通管制チーム （本お知らせの末尾に記載）

#### **通知条件及びスケジュール**

##### 1、新規申請

##### ①組合員の場合

- ・様式1の添付書類として別紙①を用い、「新規」を選択して下さい。必要書類については、「申請の流れ」を参照願います。
- ・初回通知については、原則として、組合からの申請書を高速道路会社が受領した月（以下「受領月」という）の前月までに付与された違反点数を含んだ累積点数を組合員別に通知書に記載し、受領月の翌月末までに高速道路会社から契約者あてに通知します。また、通知書への記載対象者は累積点数を持つ組合員とします。そのため、累積点数を持たない（＝0点）組合員名の記載は行いません。
- ・上記初回通知実施月の次月以降についても同様に、毎月道路会社で確認ができた累積点数を組合員別に記載し月末までに通知します。

(例) 受領月が6月となる新規申請の通知書郵送は、5月末までに付与された違反点数を含んだ累積点数を7月末までに(営業日対応)実施見込みです。

※ただし、申請ボリュームや内容確認の状況により、上記期間よりも長くかかる場合があります。特に、受付開始当初は申請が集中し、時間を要することが予想されますので、ご理解願います。

## ②加入予定者の場合

- ・様式1の添付書類として別紙②を用いて下さい。組合からの申請書を高速道路会社が受領した時点で確定している加入予定者の累積点数を通知書に記載して契約者あてに通知します。
- ・加入予定者については、累積点数を持たない場合(=0点)でも通知します。
- ・加入予定者に関する通知は、申請に基づく一回限りの通知です。なお、加入予定者として申請した者がのちに組合に加入し点数通知を希望する場合は、「2. 変更申請」のとおり変更申請をお願いします。

## ③通知対象期間

組合員別での平成29年4月1日から平成31年3月31日までの累積点数です。平成31年4月1日以降の通知対象期間や手続き方法については、時期が近づきましたらお知らせします。

## ④違反点数の付与時期(月)

- ・現地取締りの場合は、車両制限令等違反取締隊から指導警告書又は措置命令書を交付した時(月)とします。これらの書類は、取締り現場において、違反車両の運転手に対して手交するものです。
- ・車両重量を自動的に計量する機器(自動計測装置)の場合は、道路会社で軸重超過による走行を確認した後、対象者に指導警告書を郵送し、一定の確認期間を経て内容が確定した時(月)とします。(軸重超過で走行した時ではありません)。

## 2. 変更申請

### ①必要書類

- ・様式1の添付書類として別紙①を用い、「変更」を選択して下さい。必要書類については、「申請の流れ」を参照願います。

なお、確認作業の迅速化を図るため、新規申請時の様式1と別紙①の写しを添付願います。

### ②注意事項

- ・違反点数通知の申請を行っている組合員が脱退したにも関わらず、交通管制チームへの変更申請が行われていないことが判明した場合は、変更申請が行われるまでの間、当該組合に対する点数通知を休止させていただきます。そのため、違反点数通知の申請を行っている組合員の脱退が決定した場合、契約支社の大口・多頻度窓口への書類等の提出と併せて、必ず契約支社の交通管制チームあてに変更申請を行ってください。

## 申請の流れ

### 1. 申請先及び必要書類

- ・新規、内容変更問わず、ETC コーポレートカード契約支社の交通管制チームに申請して下さい。
- ・申請時に必要となる書類は以下のとおりです。

① 申請書兼誓約書(様式1) (新規・変更共通)

②様式1の添付書類として、申請者(組合)の法人登記簿、印鑑登録証明証、通知を希望される法人等の一覧(様式1の別紙①、別紙②)

◆既組合員にかかる内容の場合は別紙①、加入予定者にかかる内容の場合は別紙②を添付して下さい。

◆申請内容の変更について

- ・組合員が脱退した等で、特定の組合員に対する通知を不要としたい場合は、別紙①の当該組合員欄に「不要」と記載願います。
- ・契約者の法人登記簿、印鑑登録証明書については、変更時は原則不要ですが、契約者情報が変更となる場合は添付願います。

③点数通知を希望する組合員及び加入予定者にかかる同意書（様式2）

◆組合員が脱退した等で特定の組合員に対する通知を不要としたい場合は、様式2の添付は不要です。

2、申請方法

- ・郵送での受付のみとしますが、上記②のうち、様式1の別紙①及び別紙②については、郵送のほか、本お知らせの末尾に記載のあるメールアドレスに電子媒体（エクセルファイル）の送付を併せてお願いします。様式は、弊社ホームページに掲載しております（URLは本お知らせの末尾に記載）

3、決定までの流れ

- ・申請受領後は、契約支社の交通管制チームにおいて内容を審査します。内容に不備がなければ点数通知を決定することになりますが、申請者への伝達方法は、初回の累積点数の通知を以って、決定と代えさせていただきます。
- ・申請された内容に不備があった場合は、確認が完了した時点で決定したものとします。

**通知方法**

申請者への通知方法は、契約支社より郵送するものとします。

**申請受付開始時期、免責事項**

平成29年5月25日より受付開始。

申請に伴い発生する費用や法的責任の一切については申請者が負担するものとします。

以上

**【違反点数通知申請先】**

■ ETC コーポレートカード契約支社 交通管制チーム

□中日本高速道路株式会社 東京支社 交通管制チーム

所在地 〒216-0024

神奈川県川崎市宮前区南平台1-1

TEL 044-877-6913

メールアドレス tokyo-tensutsuchi@c-nexco.co.jp

□中日本高速道路株式会社 八王子支社 交通管制チーム

所在地 〒192-8648

東京都八王子市宇津木町231

TEL 042-691-1171(代表)

メールアドレス hachioji-tensu@c-nexco.co.jp

□中日本高速道路株式会社 名古屋支社 交通管制チーム

所在地 〒491-8526

愛知県一宮市丹陽町九日市場字竹の宮204

TEL 0586-76-1125

メールアドレス nagoya-syagen@c-nexco.co.jp

□中日本高速道路株式会社 金沢支社 交通管制チーム

所在地 〒920-0365

石川県金沢市神野町東170

TEL 076-249-8632

メールアドレス kanazawa-tensutsuchi@c-nexco.co.jp

※「申請の流れ」に記載あるとおり、申請は郵送での受付としますが、申請書類のうち様式1の別紙①及び別紙②については、郵送のほか上記メールアドレスにエクセルファイルの送付を併せてお願いいたします。  
お問い合わせ受付時間／9時から17時まで(土・日・祝日・年末年始を除く平日)

■ 申請様式については、下記ホームページにてご案内しております

<http://dc2.c-nexco.co.jp/etc/discount/frequency/>

「5. お知らせ」欄 「2017年5月25日 車両制限令違反に係る違反点数通知制度のお知らせ」をご覧ください。

本件及び車両制限令以外の案件にかかるお問い合わせ先は、これまでどおり ETC コーポレートカード契約支社の大口・多頻度窓口です。